秘密保持契約書

本日、年月日、において、	両当事者が下記のように本契約を締結する。
ワールドフュージョン株式会社	
本社住所:	
電話番号:	ファクス:
代表者:	
以下、「ワールドフュージョン」と呼ぶ。	

FPT ソフトウェア株式会社

住所: FPT Cau Giay Building, Duy Tan Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam

電話番号: 024 3 7689048 ファクス: 024 3 7689049

代表者: Pham The Minh 役職:情報セキュリティ部長

以下、「FSOFT」と呼ぶ。

ワールドフュージョンと FSOFT を「当事者」、両社の総称を「各当事者」と呼ぶ。

- 友好協力と相互理解の精神に則り、各当事者は akaTrans プロジェクトに参加すること(以下、「プロジェクト」という)。
- 本プロジェクトにおいては、プロジェクト実施のために、各当事者は一部の関連がある秘密情報 を相互に提供、交換するものとする。各当事者がこの秘密情報の管理方法を見出すこと。

各当事者は秘密保持契約書(以下、「契約」という)の内容を以下の条項で協議し合意した:

1. 契約用語の定義

- 1.1 本契約において「秘密情報」という用語は、当事者(開示者)が他方当事者(受領者)に提供又は開示する契約に関する手順、設計書、画像データ、コピー、原稿、ソフトウェアプログラム、コンピューターデータ、フォームにつきの情報を含むが、これらに限定されない物質的又は非物質的な形式の情報を指す。開示者が提供又は開示する秘密情報は「秘密保持」、「秘密」としてマークする必要があり、又はセキュリティ要求同様の通知が必要である。
- 1.2 秘密情報は下記の情報を含まないこと。

- a) **開示者**が**受領者**に提供又は開示した前に**受領者**が既に知っている情報又は**受領者**が既に保有する情報。
- b) **受領者**によって契約を違反せず、既に公知の情報。
- c) 第三者に対して秘密保持のマーク又は制限要求又は義務がなく、**開示者**から受け取る情報。
- d) **受領者**が第三者と協力のため取得し、又は独自に取得する秘密情報、ノウハウ。
- e) **開示者**により**受領者**が流通又は広く使用することを許可する書面で合意する情報。
- f) 国の管轄機関の要請に応じて開示しなければならない情報。
- **1.3** 契約において<mark>ワールドフュージョン</mark>及び FPT ソフトウェア以外に、いかなる個人又は組織は第三者として理解される。

2. 秘密保持義務

- **2.1 開示者**又は**開示者**により承認された第三者は**受領者**に秘密情報を提供、開示する時、**受領者**が以下の規定に従って秘密保持義務が持つものとする。
 - a) いかなる第三者に秘密情報の一部又はすべてを開示してはならない。
 - b) 機密情報が外部に開示、公開、又は配布されるのを防ぐために、受信者の秘密保持対策と同様に秘密保持の対策を講じること。
 - c) akaTransプロジェクトの目的に関連しない他の活動には機密情報を使用してはならない。
 - d) **開示者**によって書面で同意を得なければ機密情報をコピー、保存、編集してはならない。情報をコピー、保存、又は編集するのを許可されている場合、そのコピー、保存、編集の情報は**開示者**の所有権に帰属するものとする。
 - e) **開示者**によって書面で同意を得て、**開示者**が同意した期間と形式でのみ行う場合の以外、いかなる形でも秘密情報を流通又は報道発表してはならない。
- 2.2 **受領者**が以下を理解し、確約する: **受領者**の社員が本契約のいかなる条項を違反する場合、**受領者**は適時に防止するために、直ちに合理的な措置を講じなければならない、及び発生した損害につき**開示者**に対して責任を負うものとする。
- 3. 国の管轄機関の要請に応じて秘密情報を開示:

国の管轄機関の要請がある場合、**受領者**又は**受領者**の代表者は秘密情報を提供する義務があり、 開示者が適時に措置を講じるために、直ちに**受領者**が開示者に通知するものとする。

4. 秘密情報の返還:

書面で**開示者**の返還要求を受ける時、**受領者**は**開示者**に秘密情報を含む資料とデータを返還しなければならない、又はその資料とデータの破壊を証明する証拠を**開示者**に提供するものとする。

5. 所有権制限:

開示者は受領者に提供したすべての秘密情報に対して法的所有権を有するものとする。**開示者**が 受領者に秘密情報を提供するのは、**開示者**が受領者に秘密情報の所有権を移転するものではない。

6. 放棄の否定についての権利と責任

開示者が本契約の条項に従って権利を行使しない又は行使の遅延は、**開示者**がこれらの権利を放棄すると見なされない。同時に、契約又は法律の規定に従って他の権利を行使することを**開示者** に対して妨害と見なさないものとする。

7. 権利と責任の移転:

各当事者は、他方当事者の書面で合意を得ない限り、第三者に本契約に規定したいかなる権利と 責任を移転してはならない。

8. 費用:

各当事者は、契約条項の規定に基づいて権利と義務を行使する過程で、契約の違反により違反当事者が負担する費用を除き、相互に料金を支払い、徴収する必要がないことに同意する。

9. 第三者の権限

第三者は契約の条項を行使することに関連する権利と義務がない。

10. 財政の損害違反処理:

受領者が契約の確約を違反し、**開示者**に金銭的損害を与える場合、違反を対処し解決するために 開示者は受領者に解決措置又は訴訟措置又はその他の措置を要求する権利を有する。

11. 契約書改訂:

本契約に関するいかなる改定や追加は、各当事者が書面で合意され、各当事者の代表者により署名されなければならない。

12. 部分的効力:

裁判所又は経済仲裁が一つ又は複数の契約の条項の無効に言明する場合、契約の残りの条項は影

響を受けず、契約の各当事者を拘束し続けるものとする。

13. 契約書の効力期間:

本契約の期間は、各当事者が契約書を締結する時点からプロジェクト終了日以降 1年間以内まで

とする。

14. 準拠法:

契約書の準拠法はベトナム社会主義共和国の法律とする。

15. 紛争解消:

本契約に関してあらゆる発生する矛盾、紛争はベトナム商工会議所の隣接するベトナム国際仲裁

センター (VIAC)によって VIAC の仲裁規則に従って解決されるものとする。裁判言語はベトナム

語とする。裁判の場所は<mark>ハノイ</mark>とする。

16. 各条項のタイトル:

本契約の各条項タイトルは参照用のみにとどまり、条項での詳細規定の内容を規定、変更、影響

しないものとする。

本契約書はベトナム語で法的価値の等しい4部を作成し、当事者はそれぞれ2部を保管する。

<mark>ワールドフュージョン</mark>	FPT ソフトウェア

署名欄: 署名欄:

代表者: 代表者:

職名: 職名: